

認定こども園とは

～教育と保育を一体的に行う施設～

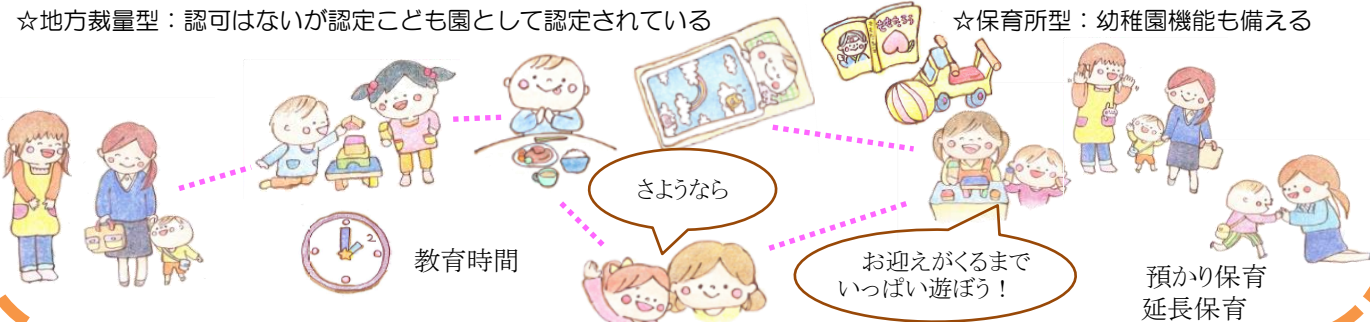
幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。以下の 4 つのタイプがあります。3～5歳（幼稚園機能部分）0～5歳（保育所機能部分）

☆幼保連携型：幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設として認定されている

☆幼稚園型：保育所機能も備える

☆地方裁量型：認可はないが認定こども園として認定されている

☆保育所型：幼稚園機能も備える



幼稚園とは

～小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校～

小学校以降の教育の基礎をつくるために、小学校入学前の教育を受ける学校です。子どもの年齢が達していれば、入園を希望できます。新制度に移行する幼稚園と、従来通りの運営を続ける幼稚園があります。



保育所とは

～仕事などのため家庭で保育のできない保護者にかわって保育する施設～

保護者が働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっている等、家庭で保育ができない保護者にかわって保育する児童福祉施設です。開所時間はおおむね 7:00～18:00 ですが、保育所によって開所日や開所時間は、異なります。



地域型保育事業とは

～保育所(原則 20 人以上)より少人数で、0～2 歳の子どもの保育事業～

小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

ゆったりと保育してもらえて安心だわ



事業所内保育事業

会社や事業所の保育施設で、従業員の子とも地域の子どもと一緒に保育します。

＜よい保育施設の選び方十か条＞

1. まずは情報収集を
2. 事前に見学を
3. 見た目だけでは決めないで
4. 部屋の中まで入って見て
5. 子どもたちの様子を見て
6. 保育する人の様子を見て
7. 施設の様子を見て
8. 保育の方針を聞いて
9. 預けはじめてからもチェックを
10. 不満や疑問は率直に

認可外保育施設

～認可保育所以外の施設です～

地域保育所

松山市に届出をしている施設を独自に「地域保育所」と呼んでいます。

認証保育所

松山市の認証基準を満たした施設です。

企業主導型保育事業

企業が主に従業員ののために設置した保育施設で、一定の基準を満たして内閣府から助成を受けて運営しています。従業員以外でも就労等により保育を必要としている地域の方が利用できる施設もあります。

地域子ども・子育て支援事業

一時預かり

保育所及び幼稚園等に在籍していない子どもで、保護者の仕事や病気、リフレッシュなどのために、一時的な保育を実施する事業です。



参観日に下の子を預かってもらって助かったわ

地域子育て支援拠点

0歳から就学前までの子どもと保護者が利用できます。子育てや育児に関する相談や疑問に担当保育士が対応したり、子育て中の仲間が会って情報交換をするなど、いろいろな楽しみがあります。

ママ友もできてよかった！



病児保育

子どもに熱があるけど 仕事は休みにくいわ...



保護者の就労等の理由により、病気中的子ども（小学 6 年生まで）を家庭で保育できない場合に専用施設で、一時的（連続して 7 日間を限度）にお預りをする事業です。

まつやまファミリーサポートセンター



子どものお迎えに間に合わないことがあるんだけど

依頼会員（お手伝いをして欲しい人）と提供会員（お手伝いできる人）との相互援助活動です。

イクじい・ばあばママサービス

里帰り出産をしないんだけど子育てが不安だわ



☆子育てをお手伝いします。

その他のサービス

子育てタクシー（民間有料サービス）



子どもだけを保育所からおばあちゃんの家へ送ってほしいわ

☆保護者の希望に応じて、子どもを目的地まで送迎してくれます。



教育・保育給付認定について

保育所や認定こども園などを利用する場合は、認定を受けていただく必要があります。

お子さんの年齢は？

0～2歳

3～5歳

利用申請については、各施設又は、市役所 保育・幼稚園課にお問い合わせください。

『保育の必要な事由』（・就労・妊娠・出産・疾病・障がい・介護・看護・災害復旧・求職活動・就学・虐待・DV・その他）に該当しますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

認定の必要なし

利用できる保育サービス
・一時預かりなど

3号認定

保育認定

利用できる施設
・保育所
・認定こども園（保育所機能部分）
・地域型保育事業

2号認定

保育認定

利用できる施設
・保育所
・認定こども園（保育所機能部分）

1号認定

教育標準時間認定

利用できる施設
・幼稚園
・認定こども園（幼稚園機能部分）



幼児教育・保育の無償化の範囲について

幼稚園・認定こども園・認可保育所などを利用する場合、3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償になります。また、市民税非課税世帯の子どもは0～2歳児クラスも無償となります。

施設などの種類 年齢や課税の条件	① ・認可保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・地域型保育事業 ※企業主導型保育事業	② ・新制度幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）		③ ・新制度に移行していない幼稚園		④ ・地域保育所（認可外保育施設） ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
		教育時間	教育時間前後の預かり保育	教育時間	教育時間前後の預かり保育	
3～5歳児クラス（年少・年中・年長）	対象	対象	対象 上限月額 450円	対象 上限月額 25,700円	対象 上限月額 450円	対象 上限月額 37,000円
市民税非課税世帯の満3歳児	対象	対象	対象 上限月額 450円	対象 上限月額 25,700円	対象 上限月額 450円	対象 上限月額 42,000円
市民税課税世帯の満3歳児	対象外	対象	対象外	対象 上限月額 25,700円	対象外	対象外
市民税非課税世帯の0～2歳児	対象	—	—	—	—	対象 上限月額 42,000円

※企業主導型保育事業を利用の場合は「標準的な利用料」が無償です。申請などは直接、施設に行うため、詳細は利用している施設にお問い合わせください。

黄色の部分は「子育てのための施設等利用給付申請」で、認定を受ける必要があります。

赤点線の部分が無償化の対象となるのは、「保育の必要性の認定」がある場合です。

◇詳細は各施設にお問い合わせください。

●情報提供●

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課
保育・幼稚園相談窓口
令和6年9月改訂

保育・幼稚園相談窓口から

子育ての情報を提供します



そろそろ仕事を
始めたいのよね！

同じ年齢の
子どもと一緒に
遊ばせたいな

6ヵ月になる子どもを
預けたいんだけど
ゆったりとみてくれる
所はないかしら

認定こども園、幼稚園、
保育所って何が違うの？

保育士が、施設選びのお手伝いをします。
お気軽に、ご相談ください。

こんなとき、どうすればいいの？

おまちして
います

保育・幼稚園相談窓口

時間 ◆開庁日の8:30～17:00（土・日・祝祭日・年末年始はお休み）
場所 ◆松山市役所 別館1階フロア ◆久米保育園
（福祉・子育て相談窓口内） （地域子育て支援センター内）
電話 ◆（089）948-6774 ◆（089）975-1007
FAX ◆（089）934-1021 ◆（089）970-3902